「空き家」対策の支援

松浦市には、空き家の対策と活用の２つの相談窓口があります。

空き家の解体に関することや、近隣で困った空き家がある方は都市計画課まで、空き家の利用・活用に悩んでいる方は政策企画課までご相談ください。

松浦市の空き家に関する相談窓口

困った「空き家」に関する支援

「空き家」の解体

補助率10分の8
最大１００万円補助

「老朽危険家屋除却事業補助金」

老朽化し、危険になった空き家を解体する場合に、その費用の一部に対して補助金を交付します。

ただし、対象となる建築物には要件があります。

- **１年以上放置された市内にある建物であること**
- **半分以上が居宅として使用されていたこと（建物全てが事業用の場合は対象外）**
- **木造または鉄骨造りであること**
- **老朽化について市職員による不良度判定評点が１００点以上と判定されたもの**
- **敷地が民家や道路などに接しており、周辺に影響を及ぼす恐れがある建物であること**

※申請手続き前の着手は、補助対象になりません。

※建替え及び土地の売却目的での解体は補助対象外です。

【募集期間】５月１日（月）～６月30日（金）

※不良度判定評点が１００点以上のもののうち、判定の高いものを優先的に採択します。

【申込方法】都市計画課・各支所・出張所に申込書を提出

※申込書は市ホームページおよび提出先にあります。

「空き家」の管理

「空き家」の見守り

松浦市は、平成27年10月に公益財団法人松浦市シルバー人材センターと「空家等の適正な管理の推進に関する協定書」を締結し、相互に連携・協力しています。

様々な事情で管理できない所有者のため松浦市シルバー人材センターが、空き家管理業務を代行するものです。

松浦市シルバー人材センターでは、空き家等の所有者等と次の業務について管理契約を取り交わします。

- 空家等の見回り（目視及び写真撮影など）
- 敷地内の除草、清掃
- 樹木の伐採、剪定作業
- 簡易な修繕　など

【問い合わせ】公益財団法人松浦市シルバー人材センター
☎72-5500

※「空き家」の補助金及び見守りの詳細については、市ホームページをご覧いただくか、都市計画課（☎内線233・245・207）へお問い合わせください。

「空き家」の利用や活用に関する支援

空き家バンクをはじめました

この制度は、松浦市内にある空き家を貸したい・売りたいと考えている人（空き家所有者）に登録していただき、その情報を松浦市への移住や定住のために物件を探している人（利用希望者）へ提供する制度です。

ただし、次の物件は登録することができません
- **松浦市外の物件**
- **所有者が特定できない物件**
- **所有権の相続移転など登記が済んでいない物件**
- **老朽が激しい物件**

など

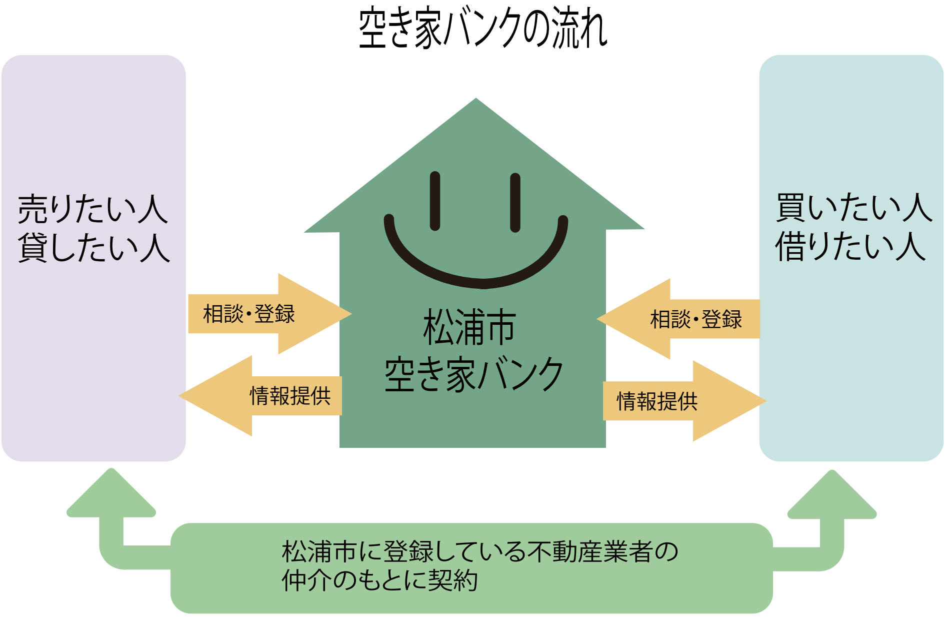

空き家バンク登録申請

【提出書類】
- 松浦市空き家バンク登録申請書
- 松浦市空き家バンク登録カード
- 仲介事業者依頼書

【添付書類】
- **申請者の身分証の写し**（運転免許証や健康保険証など）
- **登記簿謄本（全部事項証明）の写し**

※お近くの法務局で取得できます。郵送請求やオンライン請求もあります。

共有者がいる場合、または土地、建物の所有者が異なる場合は、委任状や同意書の提出が必要となります。

※詳細については、市ホームページをご覧いただくか、政策企画課（☎内線315・316）へお問い合わせください。

みんなで住みよいまちにしよう

建物の瓦や外壁の落下をはじめ、老朽化などによって周囲の家屋、道路等に危害を与える恐れがあります。周辺住民等に被害を与えた場合は、空き家の所有者、管理者が損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

「空き家」の適正な管理をお願いします。

空き家問題にご理解をいただき、所有者や、関係団体等と相互に連携して、住みよいまちとなるようにご協力ください。